

官総 10-158

令和4年2月4日

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三 殿

国税庁総務課長
細田 修一
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告が困難な方への対応について（周知依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日（水）～3月15日（火））にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日（金）までの間、簡易な方法（期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法。申請書の提出は不要）により申告・納付期限の延長を申請することができるようにしました*。

本件については、別添のとおり、2月3日（木）に報道発表を行っております。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、周知を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

※ 申告所得税以外の税目についても同様となります。

(参考)

詳細については、国税庁ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を更新しましたので、そちらをご確認ください。

連絡先：国税庁長官官房総務課
TEL：03-3581-4161
担当：小森・加藤（内線3429・3445）